資料２－４

運営指導における
主な指導事項について
～施設サービス～

ー　目　次　ー

１　指導事項の概要（P3～P4）

２　指導事項等の根拠となる法令等（P5～P16）

３　指導・監査における主な指摘・指導事項の解説（P17～P53）

４　運営規程に定める事項（P54～P55）

1　指導事項の概要

【指導の種類】

文書指摘	基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導すること。 期限内に改善状況について報告が必要です。
口頭指摘	基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、上記アの指導を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導すること。 指摘事項に対する改善措置は必要ですが、改善状況について報告する必要はありません。
助　　言	基準条例や関係法令等の違反ではないが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。 努力事項であり改善義務はありません。

【令和４年度運営指導　指摘事項内訳】

サービス区分	項目		文書指摘	口頭指摘	合計
施設サービス（※33事業所のうち7事業所を実施）	Ⅰ	基本方針			
	Ⅱ	人員基準			
	Ⅲ	設備基準			
	Ⅳ	運営基準	3	13	16
	Ⅴ	会計処理			
	Ⅵ	変更の届出等			
	Ⅶ	報酬関係	2	8	10
施設サービス　計			5	21	26

２　指摘事項等の根拠となる法令等

　指定基準や報酬基準、解釈通知等を確認する際は、次の法令、条例・関係省令・告示・通知等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求を行うようお願いします。

　なお、ここで挙げているのは主なものですので、他の関係する告示等は各事業所で確認してください。

【法律・規則】

■介護保険法　…　以下「法」と記載

■介護保険法施行規則　…　以下「規則」と記載

【指定基準】※厚生労働省令

■指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日　厚生省令第39号）

…　以下「特養基準省令」と記載

■介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成18年3月14日　厚生労働省令第35号）

…　以下「老健基準省令」と記載

【指定基準】※厚生労働省令

■健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日　厚生省令第41号）

…　以下「医療施設基準省令」と記載

【指定基準】※福島市条例

■福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日　条例第23号）

…　以下「特養条例」と記載

■福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年1月12日

条例第22号）

…　以下「老健条例」と記載

【指定基準の解釈に関する通知】

■指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準について（平成12年3月17日　老企第43号）

…　以下「特養解釈通知」と記載

■介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日　老企第44号）

…　以下「老健解釈通知」と記載

【指定基準の解釈に関する通知】

■健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日　老企第45号）

…　以下「医療施設解釈通知」と記載

【報酬に関する基準】

■指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年2月10日　厚生省告示第21号）
…　以下「報酬告示」と記載

【報酬告示に関する留意事項】

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日　老企第40号）

…　以下「留意事項通知」と記載

【その他の主な関係省令・告示・通知等】

■厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成27年3月23日　厚生労働省告示第93号）

■厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日　厚生労働省告示第94号）

■厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日　厚生労働省告示第95号）

■厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日　厚生労働省告示第96号）

■厚生労働大臣が定める地域（平成27年3月23日　厚生労働省告示第98号）

■厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成27年3月23日　厚生労働省告示第92号）

■厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日　厚生省告示第27号）

■厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日　厚生省告示第29号）

■指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日　厚生省告示第21号）

■厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日　厚生省告示第27号）

３　指導・監査における主な指摘・指導事項の解説

※令和4年度以前に指導・指摘した事項についても掲載しています。

指導事項	［人員基準］ **管理者が常勤ではなかった。**
指導内容	管理者の勤務実態について、常勤の管理者を置かなければならないが、同一敷地外にある他の事業所の管理者としても勤務しており、常勤ではないことを確認したため、改めること。
解　　説	施設は、施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。※ただし書きについては、サービス種別毎に異なるため注意すること。
根 拠 等	■ 特養条例　第25条（介護老人福祉施設） ■ 老健条例　第25条（介護老人保健施設）
改善方法等	管理者は、施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないとされており、ただし書きにより、事業所の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができるとされています。 ただし書き以外の職務に従事する場合は、常勤換算に含むことができないため、常勤を満たさなくなりますのでご留意願います。

指導事項	［運営基準］ **運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていなかった。**
指導内容	運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていないため、改めること。
解　　説	施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について入所申込者の同意を書面により得なければならない。
根 拠 等	■ 特養条例　第6条（介護老人福祉施設） ■ 老健条例　第6条（介護老人保健施設）
改善方法等	重要事項説明書に記載する項目は、サービス種別ごとに異なりますが、主に運営規程の概要となりますので、基準を確認してください。また、実態と合っていない部分がないか定期的に確認し、差異があれば、実態と合うように訂正してください。なお、重要事項説明書は変更する場合が多いと考えられるため、作成日等を記載するなどして、最新の重要事項説明書を管理することが望ましいと考えられます。

指導事項	［運営基準］ **重要事項説明書の変更に係る説明・同意を得ていなかった。**
指導内容	報酬改定により利用料金が変更になったが、変更になったことを利用者又は家族に対して説明し同意を得ていないため、説明し同意を得ること。
解　　説	施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について入所申込者の同意を書面により得なければならない。
根 拠 等	■特養条例　第6条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第6条（介護老人保健施設）
改善方法等	同意を得た内容に変更が生じた場合（簡易な変更を除く）は、改めて説明及び同意を得ることが必要です。特に報酬改定や利用者負担割合変更により、利用料金が変更となる場合については、書面による同意を得るようにしてください。この場合、変更後の重要事項説明書で同意を得るか、変更部分だけ抽出した書面を作成し、同意を得るよう対応してください。 なお、書面による同意ではない場合には、変更後の書面を交付した上で、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録してください。

指導事項	［運営基準］ **「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が重要事項説明書に記載されていなかった。**
指導内容	「提供するサービスの第三者評価の実施状況」について重要事項説明書に記載されていないため、改めること。
解　　説	事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要のほか、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行う必要がある。 なお、利用者・事業者双方の保護の立場から、同意は書面によって確認することが望ましい。
根 拠 等	■特養条例　第6条（介護老人福祉施設）
改善方法等	提供するサービスの第三者評価の実施状況について、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について、重要事項説明書に記載してください。 なお、第三者評価を実施する機関については、福島県のホームページ(※)を参照してください。 (※) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/dai3syahyouka.html

指導事項	［運営基準］ **利用料金の記載に誤りがあった。**
指導内容	サービス提供にあたり、予め利用申込者又はその家族に対し、重要事項についてわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならない。
解　　説	令和３年４月の介護報酬改定にあたり、料金表への加算の記載漏れ、単位数の記載誤りが散見されました。利用料改定にあたっては、利用者・家族から同意を得るとともに、料金表の記載漏れ・記載誤りがないようにしてください。
根 拠 等	■特養条例　第13条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第13条（介護老人保健施設）
改善方法等	料金表の作成にあたってはダブルチェック等を行い、利用者・家族から同意を得た場合は同意書を得るか、または説明・同意日を記録してください。

指導事項	［運営基準］ **領収証の内訳が記載されていなかった。**
指導内容	利用者に対して交付している請求書について、日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額が区分されていなかったため、改めること。
解　　説	介護保険施設等が利用者に対して交付する領収証には、介護保険法施行規則に基づき、日常生活等の費用の額を、介護保険の給付に係る利用料の額と区分した上で、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載すること。
根 拠 等	■介護保険施設等における日常生活費等の受領について （老振第75号　老健第122号　平成12年11月16日）
改善方法等	領収証は日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額を区分して作成してください。 なお、同一様式で作成する場合は、日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額をそれぞれ個別の費用ごとには区分した上で、小計を記載するなどして費用の額を分かりやすくするなど、工夫して作成するよう努めてください。

指導事項	［運営基準］ **施設サービス計画等の同意を本人から得ていなかった。**
指導内容	施設サービス計画等について、本人の同意ではなく家族から同意を得ていたことを確認した。
解　　説	計画担当者は、施設サービス計画の原案の内容について入所者（利用者）又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
根 拠 等	■特養条例　第16条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第16条（介護老人保健施設）
改善方法等	施設サービス計画等については、文書により利用者の同意を得なければならない、とされており、利用者本人から文書による同意が難しく、代筆等で対応した場合は、本人の氏名のほかに代筆者の氏名及びその続柄について記載するように努めてください。 また、当該同意は、押印の必要までは求めているところではありませんが、押印する形で様式を定めている場合は、自書であっても押印まで実施する等、書類の管理に努めてください。

指導事項	［運営基準］ **運営規程に定める項目が不足していた。**
指導内容	運営規程に定める項目が不足していることを確認したため、改めること。
解　　説	施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 本市においては基準省令に加え、「個人情報の取扱いに関する事項」及び「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることを求めています。 ※事業ごとに定めるべき内容は42ページを参照。
根 拠 等	■特養条例　第28条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第28条（介護老人保健施設）
改善方法等	運営規程は、施設の運営についての重要事項を定めたものです。施設は運営規程に従って施設を運営してください。 また、記載すべき項目は、サービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。 なお、運営規程を変更した場合は、変更後１０日以内に福祉監査課へ届出が必要となります。

指導事項	［運営基準］ **勤務表が作成されていなかった。**
指導内容	勤務表を作成していないことを確認した。事業所は、利用者に対して適切な指定介護サービスを提供できるよう、月ごとに勤務表を作成すること。
解　　説	施設は、入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、施設（事業所）ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第29条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第29条（介護老人保健施設）
改善方法等	全ての施設において、勤務表を作成する必要があります。勤務表は毎月作成し、人員基準等を満たしているか確認するとともに、実績の管理を行うことも重要です。 また、勤務表を作成するにあたっては、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 なお、勤務表の明記すべき項目はサービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。

指導事項	［運営基準］ **職員の勤務時間が明確になっていなかった。**
指導内容	兼務している職員の日々の勤務時間が明確になっていないことを確認した。兼務している職員については、勤務表上でそれぞれの職務の勤務時間を明確にして作成すること。
解　　説	施設は、入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、施設（事業所）ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第29条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第29条（介護老人保健施設）
改善方法等	兼務している職員が、それぞれの職務で勤務することは原則できません。職種によっては、サービス提供時間に必要としている人員配置がありますので、勤務表上でそれぞれの職種で勤務時間が分かるように、２段に分けて記載するなど工夫して作成してください。

指導事項	［運営基準］ **職員配置の分かる資料がなかった。**
指導内容	職員の配置について、従事する職務が明確になっていない、複数の職務を兼務する職員については兼務の内容が明確になっていないことを確認した。 従事する職務の内容を明確にするため、従事する職務の内容を適正に記載した書類を作成すること。
解　　説	施設は、入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、施設（事業所）ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第29条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第29条（介護老人保健施設）
改善方法等	常勤・非常勤職員にかかわらず、全ての職員に対して雇用契約書又は辞令など職員の従事する職種の分かる書類を作成し、交付してください。 また、介護職員処遇改善加算の算定対象の職員については、必ず介護職員として交付し、支給対象者であることを明確にしてください。

指導事項	［運営基準］ **嘱託医師の勤務実態が確認できなかった。**
指導内容	嘱託医師と契約を締結していることは確認できたが、勤務している実態が確認できなかった。嘱託医師の配置が必要であることから、勤務表又は出勤簿等を作成し、嘱託医師の勤務実態を明確にすること。
解　　説	施設は、入所者に対し適切なサービスを提供できるよう、施設（事業所）ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第29条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第29条（介護老人保健施設）
改善方法等	嘱託医師の勤務実態が分かるように勤務表又は出勤簿等を作成してください。 また、病院等と契約締結をしている場合には、嘱託医師の配置が分かるように委嘱状も交付することが望ましいと考えられます。

指導事項	［運営基準］ **研修を実施していなかった。**
指導内容	職員が少ないことにより、研修を設ける時間を確保できないため、研修を実施していないとのことであったが、研修は職員の資質向上のためにも実施を検討すること。
解　　説	施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第29条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第29条（介護老人保健施設）
改善方法等	職員研修は、従業者の資質向上を図るための研修計画を作成した上で実施してください。 また、届け出た各種加算の算定要件においては、研修計画の作成が必要となるものがありますので確認してください。従業者ごとの研修計画が必要な場合は、研修計画の作成に当たり、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があります。 さらに、届出以降においても、各種加算の算定要件を満たしているか常に確認してください。

指導事項	［運営基準］ **職場におけるハラスメント防止の体制整備が検討されていない**
指導内容	令和４年４月１日より、職場におけるハラスメントの防止のための措置が義務化されたため、指針、周知・啓発、相談等の体制整備について検討すること。
解　　説	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが、令和４年４月１日より義務づけられました。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、下記「改善方法等」のとおりです。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。
根 拠 等	■ 特養条例　第29条（介護老人福祉施設） ■ 老健条例　第29条（介護老人保健施設）
改善方法等	イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 ａ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ｂ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ロ 事業主が講じることが望ましい取組 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） なお、厚生労働省ホームページ(※)にマニュアルや手引きが掲載されていますので、参考としてください (※)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

指導事項	［運営基準］ **業務継続計画が検討されていない** 令和6年4月1日より義務化
指導内容	令和６年４月１日より業務継続計画の策定等が義務化されるため、業務継続計画の策定及び必要な研修・訓練の実施について検討すること。
解　　説	感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが令和６年４月１日より義務化されます。
根 拠 等	■特養条例　第29条の2（介護老人福祉施設） ■老健条例　第29条の2（介護老人保健施設）
改善方法等	■ 具体的には、以下の点についてご検討ください。 ① 感染症に係る業務継続計画 a. 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b. 初動対応 c. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ② 災害に係る業務継続計画 a. 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b. 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c. 他施設及び地域との連携 ③ 年１回以上の研修 ④ 年１回以上の訓練（シミュレーション） ■ 体制整備にあたっては、厚生労働省が公開している「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」を参考としてください。（ガイドライン・ひな形も掲載されています。） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

指導事項	［運営基準］ **消防計画に定めた内容の防災訓練を実施していなかった。**
指導内容	防災訓練を実施していることは確認できたが、消防計画に定めている地震及び風水害を想定した訓練の実施が確認できなかった。 また、火災のみだけではなく、風水害や土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるように災害の態様に応じた防災訓練も実施すること。
解　　説	施設は、施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第31条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第31条（介護老人保健施設）
改善方法等	非常災害対策については、計画の策定、関係機関への連絡体制の整備、従業者への教育に加え、定期的な避難等の訓練の実施が義務づけられています。 具体的計画の策定、連絡体制の整備、それらの従業者への周知、避難訓練等の実施を通して、万が一、災害が起こった場合に適切な対応がとれるよう努めてください。 また、避難訓練を実施していても、「毎年火災想定訓練のみとしている」など、訓練が偏っている事例も確認されます。想定される災害に応じた訓練も実施し、災害に備えてください。

指導事項	［運営基準］ **事業所の見やすい場所に運営規程等の掲示がされていなかった。**
指導内容	事業所内の見やすい場所に運営規程等を掲示しなければならないが、見やすい場所に掲示していないことを確認したため、改めること。
解　　説	施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第34条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第34条（介護老人保健施設）
改善方法等	施設の見やすい場所とは、いつでも誰でも気軽に確認できる場所だと考えられ、玄関等に掲示することが適切だと考えられます。 なお、事業所の見やすい場所に十分な掲示スペースの確保が難しい場合には、運営規程の概要等をファイリングして、施設の見やすい場所に設置するなど工夫して対応してください。

指導事項	［運営基準］ **掲示内容が実態と異なっていた。また、内容が不足していた。**
指導内容	最新の重要事項説明書の内容が掲示されていない、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていないことを確認したため、改めること。
解　　説	施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
根 拠 等	■ 特養条例　第34条（介護老人福祉施設） ■ 老健条例　第34条（介護老人保健施設）
改善方法等	最新の重要事項説明書が掲示されているか確認してください。また、別紙で利用料金表を作成してある場合には、利用料金表も掲示してください。

指導事項	［運営基準］ **派遣職員について秘密保持に関する必要な措置を講じていなかった。**
指導内容	派遣職員において、入所者の秘密を保持することを遵守する契約書等が確認できなかった。契約書等の提出により、秘密保持に努めること。
解　　説	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第35条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第35条（介護老人保健施設）
改善方法等	過去に施設系サービスの従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものです。具体的には、施設系サービス事業者は施設系サービスの従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用時に誓約書等により取り交わすことが想定されます。

指導事項	［運営基準］ **重要事項説明書に、苦情処理にかかる市町村窓口および国保連窓口の記載がない**
指導内容	①　重要事項説明書に、苦情処理にかかる市町村窓口および国保連窓口の記載がない。 ②　苦情処理にかかる市町村窓口及び国保連窓口の記載に誤りがある。
解　　説	介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、保険者である市町村がサービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、介護サービス事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確化しています。
根 拠 等	■　特養条例　第38条（介護老人福祉施設） ■　老健条例　第37条（介護老人保健施設）
改善方法等	福島市及び福島県国民健康保険連合会の苦情窓口は下記のとおりですので、重要事項説明書の記載に誤りがないか確認してください。 [福島市] 介護保険課　（電話 024-525-6587） [福島県国民健康保険連合会] 介護福祉課 苦情相談窓口　（電話 024-528-0040） https://www.fukushima-kokuho.jp/ippan/ka-kujyo.html

指導事項	［運営基準］ **①事故発生時の記録がされていなかった** **②事故発生時の報告書に、再発防止策を記載する欄がない**
指導内容	①　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録が確認できなかったため、改めること。 ②　事故発生時の報告書に、再発防止策を記載する欄がない事を確認した。報告書の様式に再発防止策を記載する欄を設けるとともに、従業者全員が再発防止策を確認できるよう改めること。
解　　説	①　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ②　事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
根 拠 等	■　特養条例　第40条（介護老人福祉施設） ■　老健条例　第39条（介護老人保健施設）
改善方法等	介護サービスにおいて、介護事故等が発生した場合には、再発防止のため、その原因を分析し、改善策を従業者に周知徹底する必要がありますので、必ず記録してください。 事故対策委員会等において、報告された介護事故等を集計・分析等を行い、再発防止策について研修会や職員会議等で周知徹底を図ってください。 また、事故発生防止策を講じた後は、その効果について評価を行い、同様の事故の再発防止に努めてください。

指導事項	［運営基準］ **市への事故報告書の提出が、事故発生後約10日後だった**
指導内容	事故報告書について、市への報告が事故発生後約10日後に行われていたものを確認した。第１報は、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に行うこと。
解　　説	事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
根 拠 等	■ 特養条例　第40条（介護老人福祉施設） ■ 老健条例　第39条（介護老人保健施設）
改善方法等	市介護保険課への事故報告の範囲等については、「福島市介護保険事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者における事故報告事務取扱要領」を参考にしてください。また、令和3年3月19日 老老発0319第1号「介護保険施設等における事故の報告様式について」において、「第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に提出し、その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については作成次第報告すること。」と通知されましたので、参考としてください。

指導事項	［運営基準］ **虐待防止のための体制整備が検討されていない** 令和6年4月1日より義務化
指導内容	令和６年４月１日より、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置、虐待の防止のための指針の整備、虐待の防止のための従業者に対する研修、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置が義務化されるため、必要な体制の整備について検討すること。
解　　説	令和６年４月１日より、① 虐待防止検討委員会の設置、② 虐待の防止のための指針、③ 従業者への定期的な研修、④ ①～③を適切に実施するための専任の担当者配置が義務化されることから、体制整備に向けた検討が必要です。
根 拠 等	■ 特養条例　第40条の2（介護老人福祉施設） ■ 老健条例　第39条の2（介護老人保健施設）
改善方法等	事業所毎に上記①～④の体制を整備する必要がありますが、虐待防止検討委員会、研修については法人内の複数事業所による合同開催や感染症対策委員会等他委員会と合同で開催して差し支えありません。

指導事項	［運営基準］ **重要事項説明書又は契約書に記録の保管を２年間と記載されていた。**
指導内容	重要事項説明書及び契約書に記録の保管を２年間と記載しているが、５年間に訂正すること。
解　　説	施設は、入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
根 拠 等	■特養条例　第42条（介護老人福祉施設） ■老健条例　第41条（介護老人保健施設）
改善方法等	記録の保管については、条例により完結の日から５年間保存しなければならないと定めているため、誤って破棄することのないように訂正してください。 なお、「完結の日」とは、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日となります。

指導事項	［報酬］ **看護体制加算（Ⅱ）**
指導内容	特別養護老人ホームに併設されている短期入所生活介護の事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設（特別養護老人ホーム）における看護職員の配置とは別に必要な看護職員の配置が必要であるが、本体施設と併設の短期入所生活介護事業所とに分かれての配置が書類上確認できなかったため、改めること。
解　　説	短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。
根 拠 等	■留意事項通知　第2の5（7）（介護老人福祉施設）
改善方法等	本体施設と併設の短期入所生活介護事業所それぞれについて、別個に加算算定の可否を判断する必要があるため、本体施設における看護職員の配置にかかわらず、短期入所生活介護の事業所において看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たすことが必要であることに留意してください。その際、本体施設と併設の短期入所生活介護事業所を兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド等に基づき、按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設と短期入所生活介護の事業所に割り振った上で、本体施設と短期入所生活介護の事業所それぞれについて加算の算定の可否を判断することとなります。 なお、特別養護老人ホームの空床を利用して短期入所生活介護を行う場合については、本体施設において加算の算定基準を満たしていれば、空床利用型ショートステイについても加算を算定することはできます。

指導事項	［報酬］ **個別機能訓練加算**
指導内容	個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその３月ごとに１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録しなければならないため、改めること。
解　　説	個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。
根 拠 等	■ 留意事項通知　第2の5(14)（介護老人福祉施設）
改善方法等	同加算は、個別機能訓練開始時及び３か月に１回以上利用者に対し訓練内容の説明と記録が必要です。訓練内容の説明を必ず行うとともに、記録をしているか従業員間でダブルチェックするなど必ず確認してください。

指導事項	［報酬］ **個別機能訓練加算**
指導内容	個別機能訓練にかかる記録について、訓練実施の都度記録されていない事を確認した。個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）を訓練の都度記録するとともに、利用者ごとに記録を保管し、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧できるよう改めること。
解　　説	個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は訓練の都度記録し、利用者ごとに保管され、常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧できるようにしておくことが必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知　第2の5(14)（介護老人福祉施設）
改善方法等	訓練後は、実施時間、訓練内容、担当者等を記録し、利用者ごとに閲覧が可能な状態で保管してください。 なお、個別機能訓練が実施されなかった場合は当該加算を算定できないため、上記の訓練にかかる状況が確認できない場合は返還を依頼することも想定されますので、留意してください。

指導事項	［報酬］ **認知症専門ケア加算（Ⅰ）**
指導内容	当該加算算定にあたっては、施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催する必要があるが、定期的に開催されていることを確認できなかったため改めること。
解　　説	当該加算算定にあたっては、施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催する必要があります。
根 拠 等	■留意事項通知　第2の5（32）（介護老人福祉施設）、第2の6（33）（介護老人保健施設）
改善方法等	解説に記載のとおり、施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催する必要があります。会議開催後は、会議録等を作成・保管してください。

指導事項	［報酬］ **認知症専門ケア加算（Ⅱ）**
指導内容	当該加算は、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者の配置が必要であるが、研修修了者が確認できなかった。 研修の修了者の有無について、再度確認するとともに、研修修了者の配置がない場合は、認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定すべきであることから、過誤により改めること。
解　　説	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアに指導等を実施していること。
根 拠 等	■留意事項通知　第2の5（32）（介護老人福祉施設）、第2の6（33）（介護老人保健施設）
改善方法等	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものであります。資格要件を満たしていることが把握できるように研修修了証書などの資格証の控えを保管するなどの対策に努めてください。

指導事項	［報酬］ **褥瘡マネジメント加算**
指導内容	褥瘡マネジメント加算について、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員、その他の職種の者が共同で褥瘡ケア計画を作成したことが確認できないため、改めること。
解　　説	同加算は、入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連リスクを、施設入所時又は利用開始時、その後３か月に1回評価し、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員、その他の職種の者が共同で褥瘡ケア計画を作成する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知　第2の5（35）（介護老人福祉施設）、第2の6（40）（介護老人保健施設）
改善方法等	医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員、その他の職種の者が共同で褥瘡ケア計画を作成したことが分かるよう、計画書に氏名を記載または押印してください。

指導事項	［報酬］ **褥瘡マネジメント加算**
指導内容	褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得る必要があるが、説明・同意が確認できなかったため改めること。
解　　説	当該加算算定にあたり、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ることが必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知　第2の5（35）（介護老人福祉施設）、第2の6（40）（介護老人保健施設）
改善方法等	解説に記載のとおり、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ることが必要です。入所者又はその家族に計画を説明したうえで、計画書に同意の署名を得てください。

指導事項	［報酬］ **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**
指導内容	介護職員処遇改善加算について、介護職員の処遇改善の内容について書面で介護職員へ周知することとなっているが、実施が確認できなかったため改めること。また、当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知することとなっているが、実施が確認できなかったため改めること。
解　　説	（加算（Ⅰ）及び加算（Ⅱ）の職場環境等要件） 処遇改善計画に係る実施期間に実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容等をすべての介護職員に周知していること。
根 拠 等	■ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日 老発0621第1号）
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。 周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。

指導事項	［報酬］ **介護職員等ベースアップ等支援加算**
指導内容	介護職員等ベースアップ等支援加算について、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を、全ての職員に周知すること。
解　　説	介護職員等ベースアップ等支援加算算定にあたっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成後、全ての職員に周知する必要があります。
根 拠 等	■ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日 老発0621第1号）
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。 周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。

指導事項	［その他］ **看護師の判断で投薬を行っていた。**
指導内容	医師から投薬の処方を受けてない入居者に対して、看護師の判断で投薬を行わないこと。 また、入居者が処方を受けた医薬品について、ラベルを貼る等、入居者ごとに区別して保管・管理し、他の入居者の医薬品を使用しないこと。
解　　説	医師でなければ、医業をしてはならない。 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣（かん）腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。
根 拠 等	■医師法　第17条 ■保健師助産師看護師法　第37条
改善方法等	看護師が医薬品を投与する場合は、主治の医師又は歯科医師の指示が必要であり、独断で医薬品を投与することは不適切です。 また、他の患者の医薬品を誤って使用することのないように医薬品の管理には十分に注意してください。

指導事項	［その他］ **利用者の髭剃りを剃刀（Ｔ字カミソリ）により職員が行っていた。**
指導内容	頭髪の剃込、顔そり等の方法により容姿を整える行為（理容）は、理容師法に基づき免許を得た「理容師」が実施するものとされており、介護従事者が、剃刀（Ｔ字も含む）によって、髭剃り等を行う行為は、理容師法に抵触するため、改めること。
解　　説	顔そり等は理容行為に該当し、利用に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行うことが可能なものとなっており、また、身体が不自由などの理由により理容所に来ることができない方は、法令上出張理容の対象として位置付けられ、出張理容サービスを受けることができることとなっている。そのため、美容師が顔そり等を行うことを認めることは困難である。 なお、介護従事者であっても、剃刀による顔そり等は認めていない。
根 拠 等	■理容師法　第1条の2、第2条、第3条、第6条 ■構造改革特区及び地域再生（非予算関連）に関する再々検討要請に対する各府省庁からの回答について（平成19年10月9日　内閣官房　地域活性化統合事務局）
改善方法等	剃刀（Ｔ字カミソリ）で髭剃りを行えるのは、理容師の免許を受けた者とされております。介護職員が髭剃りを行う場合には、電気カミソリの使用が望ましいと考えられます。 なお、電気カミソリを使用する場合は、１つの電気カミソリを複数人で使用することは避け、利用者本人の電気カミソリを使用することを原則とするなど感染症予防に十分留意してください。 また、この取扱いについては福島市としての考えであり、他市町村とは取扱いが異なる場合がございますのでご注意ください。

指導事項	［その他］ **避難経路上に物品が置いてあり、避難の支障をきたしていた。**
指導内容	避難経路上に物品が置いてあり、備品等の物品が障害物となっていたため、改めること。
解　　説	学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。
根 拠 等	■消防法　第8条の2の4
改善方法等	避難する際に避難の支障をきたす物品等は、避難経路上に設置してはいけません。手軽に移動できるものであれば構いませんが、避難訓練の際に避難の支障をきたす物品等がないか、確認してください。

４　運営規程に定める事項

～施設サービス～

サービス	運営規程に規定する内容
■介護老人福祉施設	1　施設の目的及び運営の方針 2　従業者の職種、員数及び職務の内容 3　入所定員 4　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5　施設の利用に当たっての留意事項 6　個人情報の取扱いに関する事項 7　緊急時等における対応方法 8　非常災害対策 9　虐待の防止のための措置に関する事項 10　その他施設の運営に関する重要事項
■介護老人保健施設	1　施設の目的及び運営の方針 2　従業者の職種、員数及び職務の内容 3　入所定員 4　入所者に対する介護保険施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5　施設の利用に当たっての留意事項 6　個人情報の取扱いに関する事項 7　非常災害対策 8　虐待の防止のための措置に関する事項 9　その他施設の運営に関する重要事項